

障害児の保健・医療・福祉の包括化における 児童相談所の役割について

関 口 博 久

要約： 障害児の保健・医療・福祉の包括化に対して児童相談所が果たすべき役割について、仙台市児童相談所のやや特殊な状況を分析し、次に全国の児童相談所の取り組みについて調査した上で、最終的に今後のあり方を提言していくことを目的とする。初年度は、仙台市児童相談所が仙台市の障害児に対する相談・療育の流れの中である程度コントロールタワー的な役割を果たしていることについて、仙台市独自の取り組みの歴史・政令指定都市のメリット・常勤医師の配置、の3点で分析した。

見出し語：障害児、児童相談所、児童福祉法、療育、措置権

1. 研究目的

この研究は、障害児の保健・医療・福祉の包括化に関して、児童相談所が果たすべき役割とその課題を検討することを目的とするものである。

児童相談所は、昭和23年の児童福祉法の施行によって各都道府県に、さらに昭和31年からは各政令指定都市にも設置が義務づけられている、児童福祉の第一線の相談機関である。当初、戦後の浮浪児への対応を一つの目的として設置された児童相談所は、その後時代の流れの中で、心身障害・非行・不登校、そして児童虐待、とその相談のテリトリーを広げて現在に至っている。しかし、相談の対象が広がってきた

が故に、その全ての領域に対して、不十分な対応しかできていないのも現実である。心身障害児の領域でも、精神薄弱児通園施設や肢体不自由児施設・重症心身障害児施設などへの措置権という、他の相談機関にない機能を持っているにもかかわらず、十分な役割を果たしているとは言えないようである。

そこで、心身障害児の早期発見・早期療育に対して、児童相談所が何をしなければならないか、また何ができるのか、を先進地の状況などの調査も踏まえながら検討すると同時に、十分な機能を発揮できない要因を探り、児童相談所がどう変わっていかなければならないかを最終的に提言していきたい。

仙台市児童相談所

2. 研究方法

前述の研究目的を達成するために、3年間の研究の中で、初年度は、全国の通常の児童相談所とはかなり異なる組織構成を持つ仙台市児童相談所の業務実績をまとめることとする。地域の中の、障害児に対しての療育・相談の流れのコントロールタワーの役割をある程度果たしている要因をその中から分析したい。

2年目は、全国の児童相談所の、この領域に対する取り組みの現状を見学・問い合わせなどにより調査し、児童相談所が抱える問題点を探っていきたい。

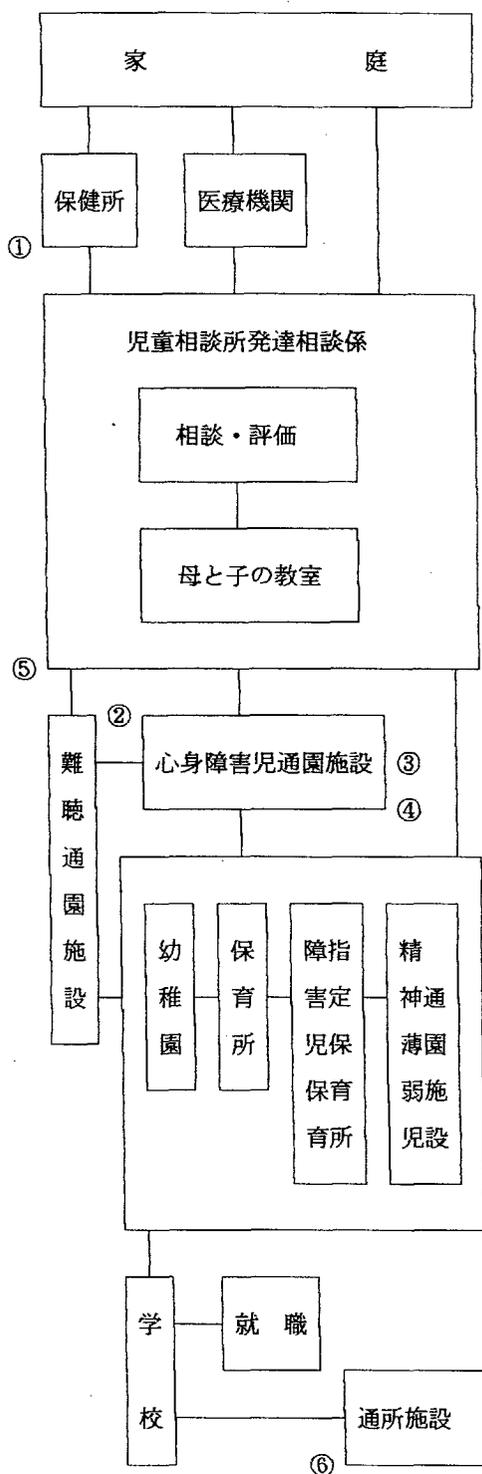
2年間の研究を踏まえて、最終年に、児童相談所の今後のあるべき姿について、研究をまとめていきたい。

3. 研究結果

仙台市児童相談所は、仙台市が政令指定都市に移行した平成元年度に設置された、発足後まだ4年に満たない若い児童相談所である。発達相談係は、その中で心身障害相談に専門的に関わる部門であり、右のフローチャートに示したように、仙台市の心身障害児に対する相談・療育の流れの中心的役割を担っている。右図の①～⑥はそれぞれ、

- ①. 保健所・児童相談所連絡会
- ②. 心身障害児通園施設連絡協議会
- ③. 精神薄弱児通園施設連絡会・措置会議
- ④. 障害児保育指導委員会
- ⑤. 難聴・言語障害幼児通園施設調整会議
- ⑥. 心身障害者通所施設連絡会議

を示しており、児童相談所は様々な形でそれら



に関与している。

発達相談係の相談は、通常の児童相談所における、初回面接⇒受理会議⇒判定・処遇会議⇒処遇の決定、といった流れとは異なり、初回面接の中で子どもの発達状態もチェックし、その段階で次の方針を親と相談しながら決定する方式をとっている。その際、すぐに別の療育の場を紹介することはほとんどなく、所内で行っている「母と子の教室」に繋げることが多くなっている。初回相談年齢が1歳台後半から2歳台前半にピークがある中で、親が子どもの障害を受容できるまで、そして、われわれが子どもの障害を的確に知り、次のステップとして何か必要かを判断できるまで、児童相談所の中で受け止めていくことが大事だと考えるからである。単なるスクリーニングの機能にのみ終始することなく、上記の役割を果たすために、障害を持つ、またはその可能性がある児に、母親と一緒に1～2週間に1度通ってもらい、集団での療育をするのが「母と子の教室」である。

相談に関しては保健婦・保母が中心に行い、療育については理学療法士・作業療法士・言語療法士などが主として関わる、など多くの専門職がいることも、発達相談係の機能を高める上で大事な特徴となっている。また、市教育委員会より特殊教育の経験のある教諭が出向してきていることも、前述のフローチャートの中で、仙台市児童相談所がコントロールタワー的な役割を節目節目で果たしている一つの要因になっている。

少子化の進展にも関わらず、年度別新規相談者数は平成元年度が438人・2年度が423

人・3年度が443人、とほぼコンスタントに440人前後の数字を示しており、しかもその80%以上を乳幼児が占めている。

このような体制が仙台市において可能になった要因を分析したい。

(1). 仙台市の障害児者に対する施策の歴史

昭和53年に仙台市は、心身障害児者への福祉を推進するために、民生・衛生・教育の3局の緊密な連携のもとに仙台市中心身障害者相談センターを設立した。その後、この心身障害者相談センターは、徐々に各機関との連携を高め、また理学療法士などの専門職を確保する中で専門性を高めて、仙台市における障害児者への一貫した相談体制を充実させてきた。

平成元年度に仙台市が政令指定都市に移行した際に、義務設置の児童相談所に窓口を一本化させるため、心身障害者相談センターの18歳未満に対する機能を仙台市児童相談所に引き継いだのが現在の発達相談係である。

児童福祉法に基づく義務設置の機関である児童相談所への、理学療法士・作業療法士・言語療法士・教員、などの専門職の配置は、そうした規定がないが故に甚だ困難なのが現実だが、仙台市の場合は、その以前の心身障害者相談センターのほとんどの機能を職員も含めて引き継いだことによって、他の児童相談所にない専門職を配置することができたのである。

高い専門性を有していることの背景に、それ以前の仙台市の、障害児者に対する保健・福祉の長い独自の取り組みの歴史があることを、ここでは指摘したい。

(2). 政令指定都市としてのメリット

保健・福祉・教育に関して、県レベルと市町村レベルという二重構造になっている都道府県と異なり、政令指定都市ではそのほとんどが市レベルに統一されている。そのため、保健所・福祉事務所を含めての各関係機関との連携が、比較的緊密に保たれやすい、というメリットがある。

また、管轄地域が広域化しやすい都道府県の児童相談所に比して、都市部が中心の政令指定都市の児童相談所は、都市化特有の困難な課題はあるとしても、より地域に密着した活動を行いやすい、というメリットがある。

さらに、大区役所制をとっている仙台市は、一つ一つの区が概ね15～25万人の人口を抱えており、障害児の早期発見・早期療育のシステムを考え推進していく恰好の単位になっていることも、児童福祉施策を進めていく上では、重要なポイントであろう。

(3). 常勤の医師の配置

児童相談所も含めて相談機関は常に、陥りやすい罠を2つ持っている。すなわち、単なるスクリーニングに終始してしまう危険性と、到底できないケースを抱え込んでしまう危険性、の2つである。この罠に陥らないためには、初回におけるケースの見立てが大事なことは、言うまでもない。そのためには、相談に関わるスタッフが専門性を高めていくことと並んで、医師が常勤でいることが望ましい。仙台市児童相談所は、その設立の経緯の中で、たまたま常勤

の児童精神科医が配置され現在に至っている。発達相談系の相談体制の中で、役割分担がかなり明確になっているため、医師が直接相談にタッチすることは極めて稀ではあるが、処遇の困難なケースや判断に迷うケースの際に、相談員や心理スタッフへのアドバイザーの役割を果たしていくことが求められている。そのことが、2つの落とし穴を回避することにも繋がるものと考えている。

以上3点から仙台市児童相談所の特殊性を分析してきたが、問題点も当然抱えている。

まず、心身障害相談を発達相談係が、それ以外の相談（養護・非行・不登校など）を他の係が受け持っているために、LD（いわゆる学習障害）を基盤とした二次的な不登校とか、養護問題を抱えた家庭の中の障害児、など2つの係に跨がるケースの場合に混乱が生じやすい点である。

次に、障害児の領域でコントロールタワー的な役割を果たしているが故に需要が大きくなってきていることに対して、職員の増・スペースの確保などの供給が追いつかない、という現状である。また、心身障害児通園施設の不足のために、「母と子の教室」が空き待ちの間の受け皿的な役割をも果たさざるを得ないことも懸案事項である。

以上の分析を踏まえつつ、今後とも障害児の保健・医療・福祉の包括化に関する児童相談所の役割の可能性を探っていきたい。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:障害児の保健・医療・福祉の包括化に対して児童相談所が果たすべき役割について、仙台市児童相談所のやや特殊な状況を分析し、次に全国の児童相談所の取り組みについて調査した上で、最終的に今後のあり方を提言していくことを目的とする。初年度は、仙台市児童相談所が仙台市の障害児に対する相談・療育の流れの中である程度コントロールタワー的な役割を果たしていることについて、仙台市独自の取り組みの歴史・政令指定都市のメリット・常勤医師の配置、の3点で分析した。